

# 平成27年度 橘処理センター整備事業に係る地域住民と行政による検討協議会 第27回 議事録（要約）

日 時 平成28年 3月14日（月） 18時30分 ～ 19時45分

場 所 橘リサイクルコミュニティセンター 2階会議室

## 1 会長あいさつ

---

## 2 議事

### (1) 第26回検討協議会議事録の確認

#### 【概要】

事務局から、第26回検討協議会の「議事録」について、内容の確認があり、了承されました。

#### 【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： ご質問ありますでしょうか。

特に無いようですので、次の議題に入りたいと思います

---

## 3 議題

### (1) 環境影響評価準備書手続き及び評価書について

#### 【概要】

平成27年10月31日の条例公聴会について公述人の意見と、事業者の意見について事務局より説明がありました。平成28年3月2日に公告された環境影響評価審査書の内容と、事業者の対応を事務局より説明がありました。

審議会の意見は、既に検討協議会で協議してきた内容が大半であったことが確認されました。

#### 【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： ご質問ありますでしょうか。

委員： 大気のところですが、排ガスの排出量が大きくなるということですが、どのように増えるのでしょうか。燃やす量やごみ質で排ガスの排出量がどうかわるのか具体的に説明してもらえますか。

事務局： 環境影響評価では、定常状態で施設が稼動した場合の大気や振動、騒音などを予測評価しています。大気質では、定常状態として基準ごみの焼却によって煙突から排出される排ガスの拡散を予測評価して記載しています。市民から収集しているごみの構成は、紙や生ごみ、汚れ

たプラスチック製品など様々なごみがあり、燃えやすいものや燃えにくいものが混合しています。様々な状態のごみを焼却炉に入れる前にごみピットの中で各性質のごみが平均になるようにごみクレーンを使用して混ぜています。その混ぜたごみを概ね基準ごみと考えています。ごみ焼却時における排出ガス量が大きくなる場合の条件として、高質ごみを設定しています。基準ごみよりカロリーが高いもので、確率的に上限5%位となっております。審査書の意見は、高質ごみを焼却した場合と基準ごみを焼却した場合ではどれくらいの違いがあるのかを参考として示して欲しいとのことでしたので事業者の対応として、排出ガス量が大きくなる場合の高質ごみにおける短期的将来濃度を、次の条例評価書で参考資料として載せることとします。技術指針に則って基準ごみを焼却した場合で予測評価をしておりますが、高質ごみを焼却した場合には若干の排ガス量の増加により排ガス濃度も若干高くなります。この検討協議会で協議してきましたとおり排ガスはできる限り低減しようと進めてまいりましたので、法令等による規制値よりも何十分の1の低い数値としてきました。今日は詳細な資料を持っておりませんが、その基準ごみの数値から若干の増加がある程度ですので、来月届出します条例評価書を見ていただき影響が少ないことを確認していただきたいと思っております。

委員： 今説明のあった通常的环境基準値より、さらに厳しい基準値を新橋処理センターでは遵守しようとしていくことが審査書の意見などや事業者の見解にも記載がない。できれば、この検討協議会で議論してきた内容等、環境基準値よりも厳しい基準値で運用していくことを明記していただきたいと思っております。また、変動数というのは予測不能があることもあるので、そのことを踏まえてどうやって防いでいくことや想定外なども加味して、周辺住民が安全で安心な建物ができるのかも含めて記載していただきたい。

会長： 審査書にある排ガス排出基準値は、検討協議会を踏まえた意見ではないのですか。

委員： あくまでも審議会の中での取り纏められた意見ですので、検討協議会の意見という観点では記載されておられません。

事務局： 前回届出した条例準備書は、事業者としても検討協議会の意見を踏まえて事業計画を作り込んだ内容となっております。排出ガスも条例方法書に対して、2割減を記載しておりました。通常審議会では、大学の教授による専門的な知識で予測評価が適正なのかを審議しております。橋処理センター整備事業では、予測評価については予測不足や不備等の指摘はありませんでしたが、内容が少し分りにくいなどの意見でした。図書は、市民が見て分りやすいことを目的に記載しており

ましたが、次の条例評価書では、より分かりやすくするために図面などを追加したいと考えております。審査書では、大気質の排出ガスについて、「大気質に著しい影響はない。」という評価を頂いており、予測評価について問題ありませんでした。ただし、ごみ質が変動した場合でも環境に影響がないことを事業者としては把握していると思うが、図書に載せて欲しいとの主旨です。高質ごみで排出ガス量が大きくなる最も条件が悪い時でも、環境影響に問題がないことをきちんと条例評価書に記載して欲しいとの意見でした。

委員： 審議会では、環境基準値での判断基準だけではなく、検討協議会で協議して決定した環境基準値よりもさらに厳しい基準値というものを評価し、それを踏まえて判断して欲しいと思います。

事務局： 審査書の記載では、環境基準値よりさらに厳しくした基準値に対する評価を読み取ることはできませんが、条例方法書に対して条例準備書では環境基準値より2割厳しい値として記載しております。1年前の条例方法書の審議会の時に、コストと技術的なバランスを考慮した利用可能で最良な技術を検討して欲しいとの意見がありました。その意見も踏まえて、当初の基準値より2割厳しい値の検討にあたって、最新の技術と検討協議会での意見とのバランスを実現させるために努力していることは今回の審議会で説明しました。条例準備書の審議会ではその内容は理解していただきましたが、そういう観点とはまた別に高質ごみについても、環境影響評価結果を条例評価書に記載して欲しいとのことでした。

会長： この検討協議会の思いを条例評価書では、補足して欲しいと思います。ごみの質の変化ですが、例えばセシウムなどの新しい物質がついたときはどうなのでしょう。

事務局： 検討協議会の思いについては、計画内容に反映させていますが、直接的な表現は記載していません。その思いは、検討協議会の議事録として記録及び情報公開していますので、今後も同様に対応していきたいと思えます。

委員： 今回の審議会における指摘は、熱量についての意見です。みなさんもご存じとは思いますが、かつての川崎市は、生ごみや紙そしてプラスチック製品を含めて焼却しておりました。現在は、市民の協力によりごみの分別を進めることができいております。その結果、ごみ質は変化してきております。今回は、ごみを焼却することで発生するエネルギーについての話ですので、物質についての意見ではありません。プラスチック製品等の燃えやすいごみを多く含んだ高質ごみを焼却した場合の極端な状況であり、あくまでもその状況を想定して予測評価を記載してくださいとのことです。

- 事務局： ごみ質は、燃えやすい物、燃えにくい物の観点ですので、化学物質や放射性物質としての観点ではありません。
- 委員： 審議会では、事業者側の意見や意見書に対する質問は言えるのですか。
- 委員： 答申案審議での審議会では事業者が発言することはできません。あくまでも、条例準備書の内容について審議されますので、事業者の出席もないので事業者側から意見や質問を述べることができません。
- 会長： 今日、配布された審査書資料は、全文でしょうか。審査書では、かなり厳しい目で書いてありますが、検討協議会ではそれ以上に厳しい意見を出し合ってきました。ほとんどの内容が検討協議会で出ている意見で既に検討が済んでいる意見が多いですね。
- 事務局： 資料は、審査書の全文をお配りしております。会長のおっしゃるとおり、平成24年から行ってきた検討協議会で既に検討しておりました内容がほとんどであり、審査書で改めて対応が必要となる意見はありませんでした。そのため、事業者として対応に困ってしまう意見はありませんでしたが、条例準備書では、図書の表現が不十分な部分もあったため、審議会委員に正確に伝わっていない内容もありました。審査書の意見を踏まえて条例評価書をまとめていきたいと思っております。
- 会長： 審査書の中で意見があるように今後、工事等での住民説明会が数回あると思います。きちんと指摘内容を説明会等に反映していただきたいと思っております。
- 事務局： 今後の環境影響評価手続きですが、現在、条例評価書を作成しております。内容については、条例準備書に対して審査書の意見を補足する程度になります。作成が完了しましたら、縦覧手続きを行ってまいります。

---

## (2) 汚染土壌の状況・対応について

### 【概要】

橘処理センターの汚染土壌の土壌調査結果について、事務局から説明がありました。現在の状況と汚染土壌対策までの対応として、適切に管理するとともに地下水のモニタリングを定期的を実施し、建設工事における土壌汚染対策についても適切に処理していくことが確認されました。

### 【発言要約】

- 事務局： 【資料説明】
- 会長： ご質問ありますでしょうか。
- 事務局： 汚染土壌や地下水の汚染という活字を見ると驚かれると思いますが、補足させていただきます。例えば、地下水の基準値は、水道水の基準値と同等です。地下水の汚染と言ってしまうと非常に汚いイメージに感じますが、これは水道水と比較して、各不純物が基準値を上回っている



過した物質は地下水に流れて拡散する可能性もあるため、地下水モニタリングを継続的に行っていきます。深度方向の調査については、平成 29 年から地下構造物の解体撤去工事の時に詳細調査を実施していきます。現在、おおまかに把握している状況では、地表から 3～5 m 程度ではないかと考えております。

委員： 汚染された土壌は、もともこの新作の土地にあったものですか。それともどこからか由来してきたものですか。

事務局： 現段階の調査結果では、地表から 3～5 m までの位置に汚染土壌があると考えており、その土は、地質調査の結果から盛土の層になっていることから当時の建設工事で外部から持ってきた土ではないかと推測しております。

委員： 橋処理センターの建設当時に、新作の土地ではない外部の土を運搬したらしく、この土地は谷地だったため、搬入した量はわかりませんが地盤の低い場所に盛土をしたと聞いております。

委員： 建設当初は、ふっ素や砒素は土壌汚染対策法等で規制されておりましたので、その外部から搬入した土が影響したのではないかと推測しております。近年の土壌汚染対策法等に則った調査では、今回の橋処理センター以外にも、王禅寺処理センターや幸区役所、市バス上平間営業所などで鉛、砒素、ふっ素が検出されております。

会長： 土壌についていろいろ判ってきましたが、他に意見がなければ次の議案に進みたいと思います。今後のスケジュールについて、お願い致します。

---

### (3) 今後のスケジュール

#### 【概要】

環境影響評価手続きの他、都市計画変更や総合調整条例手続き、解体撤去工事及び建設工事、地下水のモニタリング等の今後のスケジュールについて、事務局から説明がありました。

#### 【発言要約】

事務局： 【資料説明】

会長： 土壌汚染による影響で、計画に変更はありますか。

事務局： なるべく変更がでないように今後検討していきます。

---

## 3 その他

### (1) 次回の検討協議会について

**【概要】**

平成28年度 第28回 住民との検討協議会の日程について事務局から説明がありました。

**【発言要約】**

事務局： 現在、解体撤去工事の入札手続きを進めております。解体撤去業者がまだ決定していない状況ですので、受注業者が決まってから第28回検討協議会を開催したいと思います。開催日時は、6月下旬または7月上旬を考えておりますが日にちが近くなりましたら、事務局から日程の調整をしたいと思います。

会長： 本日は、これをもって終了します。

一以上